

休日医科診療・調剤薬局開局事業の終了時間の変更について

1 事業の概要

板橋区では、休日（日曜日、休日及び年末年始）における内科及び小児科の急病患者に対応するため、公益社団法人板橋区医師会（医師会）に委託し、区内8か所の医療機関で休日の午前9時から午後10時まで診療を行っている。【休日医科診療事業】

また、急病患者等に対する調剤事業等に対応するため、一般社団法人板橋区薬剤師会（薬剤師会）に委託し、加盟薬局から選ばれた区内3か所の調剤薬局で、休日の同じ時間帯で開局している。【休日調剤薬局開局事業】

2 変更に至る経緯

これらの事業では、診療・調剤時間の長さに伴う職員の負担増やスタッフ確保の困難さがかねてから課題となっていることに加え、公益社団法人板橋区医師会より診療時間短縮の要望があったため、庁内で検討を行った。

検討の結果、休日医科診療事業については、診療時間終了間際は患者数が少ないこと、診療時間を短縮した場合でも区内の救急病院による診療体制が確保されており、変更に伴う影響を最小限に抑えられることから、令和元年10月より診療時間を2時間短縮することとし、医師会と合意した。併せて、薬剤師会からも合意を得られたため、休日調剤薬局開局事業においても同様の診療時間に変更する。

3 変更内容

区 分	診療・開局時間
実施時間（変更前）	午前9時から午後10時
実施時間（変更後） ※令和元年10月1日～	午前9時から午後 8時

4 今後のスケジュール

- (1) 7月30日 庁議報告
- (2) 8月27・28日 健康福祉委員会にて報告
- (3) 委員会報告後 広報いたばし等による周知
- (4) 10月1日 診療・調剤時間短縮の実施